

大阪市告示第563号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更の認可（令和7年大阪府告示第459号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年4月18日

大阪市長 横山英幸

1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画都市高速鉄道事業

（阪急電鉄京都線）

（阪急電鉄千里線）

2 縦覧場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局道路河川部街路課

（計画調整局計画部都市計画課）